

令和6年5月24日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和4年（ネ）第104号 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求控訴事件
(原審・岡山地方裁判所平成28年(ワ)第571号、第887号)

口頭弁論終結日 令和6年2月2日

判 決

当事者の表示 別紙1当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人らそれぞれに対し、10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（略称は、原判決の例による。）

1 事案の要旨

本件は、控訴人らが、本件各行為（内閣による平成26年閣議決定、平成27年閣議決定及び平和安全法制関連2法に係る法律案の国会提出並びに国会による同法律案可決）により、控訴人らの平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権が侵害されたとして、被控訴人に対し、国賠法1条1項に基づき、慰謝料各10万円及び平和安全法制関連2法の成立日である平成27年9月19日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は控訴人らの請求をいずれも棄却し、控訴人らはこれを不服として控訴した（なお、控訴人らを除く一審原告らは控訴しなかったため、原判決中同人らに関する部分は確定した。）。



2 前提事実

前提事実は、原判決「事実及び理由」第2の2（原判決2頁12行目から8頁3行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当事者の主張

当事者の主張は、原判決「事実及び理由」第3（原判決8頁5行目から17頁9行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、当審における控訴人らの補充主張については、後記第3の中で適宜取り上げることとする。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 平和的生存権の侵害について

(1) 原判決の引用

平和的生存権の侵害については、後記(2)のとおり補正し、後記(3)のとおり当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第4の1(1)（原判決17頁18行目から19頁11行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

原判決18頁2行目の「前文4項」を「前文第4段」と、2行目から3行目にかけての「憲法（第3章の個々の人権規定や他の本文規定）や下位規範である法令等」を「本文各規定」と、10行目の「「平和」とは」から15行目の「非現実的であり、」までを「「平和」という概念は、理念ないし目的としての抽象的概念であり、各人の思想、信条、歴史観ないし世界観、価値観などによって様々な捉え方が可能である。」と、16行目の「多種多様」から17行目末尾までを「當時変化する複雑な国際情勢に応じて多種多様なものが考えられる。」とそれぞれ改める。

(3) 当審における控訴人らの補充主張に対する判断

控訴人らは、平和的生存権は、その意味内容（少なくとも、「戦争の惨禍によっ



て生存が脅かされない」というもの) やこれを達成する手段・方法(「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」することによる)が一義的に定まるから、憲法前文、9条、13条を始めとする第三章の諸条項が複合して保障している基底的権利として具体的権利性を有する旨主張する。

しかし、控訴人らの主張を踏まえても、控訴人らの主張する平和的生存権の内容やこれを達成する手段・方法はなお不明確であり、補正して引用した「平和」という概念の抽象性やこれを達成する手段・方法の多様性についての原判決の判断を左右するものではない。このように、控訴人らの主張する平和的生存権の内容等が一義的に明確なものとはいえない以上、憲法13条によって個々の国民に平和的生存権が具体的権利として保障されていると解することはできず、憲法前文、憲法9条、13条を始めとする第三章の諸条項を併せて総合考慮しても、このことは変わらない。

以上のほか、控訴人らがるる主張するところを含め、平和的生存権の侵害をいう控訴人らの主張は採用できない。

2 人格権の侵害について

(1) 原判決の引用

人格権の侵害については、後記(2)のとおり補正し、後記(3)のとおり当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第4の1(2)(原判決19頁13行目から25頁11行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

ア 原判決20頁5行目から6行目にかけての「本件訴訟の口頭弁論終結時」を「本件訴訟の原審口頭弁論終結時」と、21頁1行目冒頭から22行目末尾までを「しかし、控訴人らの上記主張及び証人半田の上記供述で指摘されている点を踏まえても、本件各行為により、控訴人らの生命、身体、健康が侵害される具体的な危

険が発生したと認めることはできない。」とそれぞれ改め、22頁3行目の「原告ら各人の」から8行目の「あるいは」までを削除する。

イ 原判決23頁10行目から11行目にかけての「甲D6、21、34、37、100、原告伊原本人」を「甲D21、34、37、40、100」と改める。

(3) 当審における控訴人らの補充主張に対する判断

ア 控訴人らは、原審の口頭弁論終結後の事情（内閣が、令和4年12月、敵基地攻撃能力の保有の方針を明らかにした安保三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略（旧・防衛計画の大綱）、防衛力整備計画（旧・中期防衛力整備計画））を閣議決定し、GDP比1%程度で推移していた防衛費を2%に倍増する方針を決めたこと、台湾有事や北朝鮮問題等の危機が目前に迫っていることなど）も考慮すれば、本件各行為により我が国が戦争に巻き込まれる具体的かつ現実的危険が生じていることはより一層明らかであるとして、本件各行為により、控訴人らの人格権（①生命等にかかる侵害又はその危険にさらされない権利、②生命等にかかる恐怖等から免れる権利、③平穏な生活を妨害等されない権利、④内心の静謐を妨害等されない権利、⑤自律的な生き方を妨害されない権利、⑦期待権（正当な手続が守られることへの信頼保護））が侵害された旨主張する。

イ(ア) ①について

本件各行為は、閣議決定及び立法行為であるから、それ自体が控訴人らの生命、身体、健康に危険をもたらす行為とはいえない。また、確かに、証拠によれば、米国の大統領が、令和4年5月、台湾有事の際には米軍が台湾を防衛すると発言したこと（甲C25）、内閣が、同年12月、敵基地攻撃能力の保有の方針を明らかにした安保三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略（旧・防衛計画の大綱）、防衛力整備計画（旧・中期防衛力整備計画））を閣議決定し、従前GDP比1%程度を目安とされていた防衛費を2%に倍増する方針を決めたこと（甲B89）などが認められるが、このような原審の口頭弁論終結後の事情を踏まえても、本件各行為により、控訴人らの生命、身体、健康が侵害される具体的な危険が発生したと認める

ことはできない。

(イ) ②ないし⑤について

控訴人らが主張する②ないし⑤の権利は、恐怖や不安を抱かずに社会生活を送る利益にほかならないところ、上記(7)のとおり、本件各行為により、控訴人らの生命、身体、健康が侵害される具体的な危険が発生したと認めることができないことからすれば、控訴人らの主張する恐怖、不安等は、本件各行為によって一般に広く生じ得る抽象的なものであるといえる。そして、多数決原理による代表民主制の下では、国民各人の政治的信条や信念と異なる立法等がされる場合があることは憲法が予定するところであり、自らの政治的信条等と異なる立法等がされたことによつて、恐怖、不安等を抱いたとしても、そのような精神的苦痛は社会通念上受忍すべきものというべきであるから、控訴人らの法律上保護される権利ないし利益が侵害されたとはいえない。

(ウ) ⑦について

控訴人らが主張する⑦の権利は、控訴人らが主張する憲法改正・決定権と同様の権利か、その存在を前提とする権利にほかならないところ、憲法96条1項が、個々の国民に対し、国会の発議の前の時点で、憲法改正に関する何らかの具体的権利ないし法的利益を保障していると解することはできないことは、後記3のとおりである。

(エ) 小括

以上のはか、控訴人らがるる主張するところを含め、人格権の侵害をいう控訴人らの主張は採用できない。

3 憲法改正・決定権の侵害について

(1) 原判決の引用

憲法改正・決定権の侵害については、後記(2)のとおり補正し、後記(3)のとおり当審における控訴人らの補充主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第4の1(3)（原判決25頁13行目から27頁3行目まで）に記載のと

おりであるから、これを引用する。

(2) 原判決の補正

原判決25頁23行目の「そもそも」から26頁5行目の「また、」まで、17行目冒頭から27頁1行目末尾までをそれぞれ削除する。

(3) 当審における控訴人らの補充主張に対する判断

控訴人らは、憲法96条が定めている憲法改正手続は、全体として憲法改正権者である国民が主体となって行わなければならず、憲法改正の発議を行うか否か、発議を行う場合の内容をどのようなものにするかについても国民の意思が尊重されなければならないから、憲法は、個々の国民に対し、同条1項により憲法改正・決定権を具体的権利として保障している旨主張する。

しかし、憲法96条が、憲法改正の最終決定権が国民にあることを明らかにする一方で、憲法改正については「国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と明確に定めている（同条1項）ことに鑑みると、憲法は、憲法改正の最終決定権が国民にあることを前提としつつ、憲法改正の発議を行うか否か、発議を行う場合の内容をどのようなものにするかについては国会の専権事項としている（すなわち、国会ないし国會議員は、個々の国民に対し、控訴人ら主張に係る憲法改正の発議義務を負担していない。）と解するのが相当である。したがって、同項が、個々の国民に対し、国会の発議の前の時点で、憲法改正に関する何らかの具体的権利ないし法的利益を保障していると解することはできない。

以上のはか、控訴人らがるる主張するところを含め、憲法改正・決定権の侵害をいう控訴人らの主張は採用できない。

第4 結論

以上によれば、控訴人らの請求は、本件各行為の違憲性等その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないから棄却すべきである。これと同旨の原判決は相当であって、本件各控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所岡山支部第1部

裁判長裁判官

裁判官

柴田厚司
大門宏一郎

裁判官重高啓は転補のため署名押印することができない。

裁判官

柴田厚司